ID:　44

担当部署:　教育委員会事務局 教育部 教育統括室 社会教育推進課

処分の概要	登録の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則　第8条第2項
例規番号	昭和52年教育委員会規則第4号

【根拠条文】

（注意等と登録の取消し）

第8条　委員会は、団体の活動が、法令、規則等に反しているとき、又は申請の内容と異なるときは、団体又はその責任者に注意等をすることができる。

2　委員会は、団体が前項の注意等に従わないときは、その団体の登録を取り消すことができる。

3　委員会は、登録を取り消したときは、その旨団体に通知しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日